

◇この議事速報は、正規の会議録が発行されるまでの間、審議の参考に供するための未定稿版で、一般への公開用ではありません。

◇後刻速記録を調査して処置することとされた発言、理事会で協議することとされた発言等は、原発言のまま掲載しています。

◇今後、訂正、削除が行われる場合がありますので、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と受け取られることのないようお願いいたします。

○奥野委員長 次に、階猛君。

十時十分までやらせていただきます。大変申しわけないけれども、階さんの議論は一旦そこで中断させていただきます。

○階委員 おはようございます。民主党の階猛です。

先ほど黒岩委員も触れられていましたけれども、きのう、政府の顧問会議の場で、今後の司法試験の合格者数について、検討結果の取りまとめ案というものが出されました。

資料としてお配りしております資料一の方をごらんになっていただければと思うんですが、簡単な一枚の紙ですけれども、私はいろいろ問題があると思っています。

まず、二行目ぐらいに「法曹人口は、全体として今後増加させていく」というふうにあります。「全体として今後増加させていく」ということ

でいうと、資料二を見ていただくと、例えば千五百人という合格者であったとしても、今、平成二十七年あたりで四万人ぐらいなのが、平成三十五年、十年もたないうちに五万人近くになる。仮に二千人、ちょっと前までは二千人だったわけですが、この資料二のシミュレーションでいくと上の段の方にありますが、平成三十二年、オリンピックの年には五万人近くになるということで、二千人を千五百人にしたからといって、増加のペースというのはそれほど弱まるわけではない。だから、ただ増加すると言うだけではなくて、どの程度増加させるのか、法曹人口を将来的にどの程度の規模に持っていくのかということろまで言わないと、私は、増加させると言っているだけでは、千五百人が正しいのか二千人が正しいのかはたまた、今、やめられる数が大体五百人ぐらいです。四十年ぐらい前は司法試験の合格者は五百人でしたから、毎年千人合格させても五百人ずつふえていくわけですね。千人でも十分たくさん数の数が毎年増加していくというわけですから、どの程度の数を今後増加させていくのかということろを示す必要があると思うんです。

この点について、大臣の見解を伺います。

○上川国務大臣 顧問会議にお出しをさせていただきましたこの「在り方について」のまとめ案でございますが、御指摘のとおり、全体の法曹人口の数につきましては、検討結果の取りまとめ案に示されておりません。

それで、その理由についてこの案では明らかにされていないのでありますけれども、新たに輩出

いたします法曹の相当な規模を検討するに当たっては、法的需要に影響を及ぼし得る社会的また経済的な外的な諸事情に極めて流動的な要素があるということなどが指摘をされていることから、法曹全体の相当な人口を一義的にお出しすることについては極めて困難なのではないかというふうに考えているところでございます。

いずれにしても、今後、法曹養成制度改革推進会議におきまして、最終的な取りまとめに向けて検討し、また結論を出してまいるといふふうに思っております。

○階委員 では、今後増加させていくといった場合に、将来的に五万人なのか六万人なのか七万人なのか、この点については全く明らかにならないまま毎年の合格者を決めて、それで問題ないというお考えですか、大臣。

○上川国務大臣 今回の調査でございますけれども、さまざまな視点を踏まえた形で、アンケート調査もして、そして推進室でまとめ上げているというところでございます。

その調査の結果におきましては、需要の状況でありますとか、あるいは法曹の供給状況ということにつきまして、法曹全体の輩出規模ということについて考察するに値する事情が明らかになっていくということでございますので、また、この調査を踏まえまして、大体の輩出の規模というものを見通しているところでございます。

先ほどのシミュレーションということで、千五百人になりますと、二〇二〇年時点におきまして約五万人近いということですが、その後の

数値も推計しているわけでありませうけれども、そういう規模を念頭に置いておられるというふうな考えでおります。

○階委員 従来、三千人目標というのがあって、これはもう撤回されましたけれども、その三千人目標は、平成二十二年に達成し、それを継続することによって平成三十年には法曹人口が五万人になるんだということが従来の司法制度改革審議会の意見書などで示されていたと思うんですね。

ですから、三千人という目標は、五万人という法曹人口を前提として定められたと考えておりますけれども、その三千人目標は何を根拠に定められていたのかという考え方、私の言っている五万人との関係で定められたということではないんでしょうか。

大臣です。大臣に通告しています。これはちゃんと明確に通告しています。何を根拠に定められたか。

○上川国務大臣 司法制度改革審議会におきまして審議がされていた当時の御議論ということでございますけれども、その当時、我が国の法曹人口そのものが先進諸国と比べまして大変少ないということであって、そして、今後予想される需要に對しても、将来の見通しでも十分に対応できないというような認識があったというふうに思っております。

それゆえに、まず法曹人口の大幅な増加が急務であるという御指摘がございまして、そうした課題に對処するために、当面の目標といたしまして、法科大学院を含む新たな法曹養成制度の整備状況

こうしたものを見定めながら、平成二十二年ごろには司法試験合格者数につきましては年間三千人とすることを目指すべきとなったところでございます。

この目標につきましては、当時、さまざまな状況分析を踏まえまして、熟議を経た上で結論づけられたものと考えているところでございます。

○階委員 五万人との関係はどうなっていたのかということ、当時の議論を教えてくださいませんか。これは事務方で結構です。

○大場政府参考人 お答えいたします。

先ほど来出ております平成十三年の司法制度改革審議会意見書では、「平成二十二年ころには新司法試験の合格者数の年間三千人達成を目指すべきである。」とされているわけです。「このような法曹人口増加の経過により、おおむね平成三十年ころまでには、実働法曹人口は五万人規模に達することが見込まれる。」ということで、若干の表現の違いはございます。

委員も既に御案内だと思えますけれども、トータルとしての法曹人口数というのは、今いる人口数に新規に入る人たを足す、それから引退する人たを引くということになると出るわけでありますので、法曹人口数というのは、ほとんどイコール新規に入っていく人たの合算ということになると思えますので、そういった関係だと思っております。

それで、年間三千人を平成二十二年に輩出すれば、平成三十年には積み上げて五万人になる、こういう計算だったんじゃないかと理解しています。

○階委員 では、政府としてはこれまで、あるべき法曹人口、例えば五万人があるべき数なのか、六万人なのか七万人なのか、これを議論したことはないということではないんですか。

○大場政府参考人 私が把握している限りでは、改革審の意見書のところで、全体としての法曹人口が平成三十年に五万人になることが見込まれるというものがあり、その後、御案内のとおり、平成二十五年の七月の法曹養成制度関係関係僚会議で合格者数ですけれども、三千人にすることは現実性を欠くから調査検討せよというふうなことで宿題をいただいている。

そのときに、では、トータルとして何万人にするかとか、そういった議論は、少なくとも関係関係僚会議決定書きの中には出ていないと考えております。

○階委員 恐るべき話だと思っております。目標がないまま増加させて、青天井でふやしていったら、やはり、五万人なのか六万人なのか、そういう議論がまずあった上で、それで毎年の合格者数を決めるというふうなことから、わざわざ二年間かけて、この「法曹人口の在り方について」というペーパーをまとめられたんじゃないですか。何のためにこの二年間を費やしてきたんですか。

法曹人口の具体的な数字を出さないと、十分調査検討がなされたということで、自信を持って言えますか。

○大場政府参考人 先ほども申し上げましたとおり、毎年の新しい法曹の輩出の規模、これがどれ

ぐらいなのかということを考えていく。そうすることによって、いつの時点でトータルとしての法曹人口は何人になる、こういう計算は十分可能ではないかと思えます。先ほど出ていましたシミュレーションのとおりであります。

では、具体的に、何年に何万人というのが、申しわけありませんが、いろいろな調査はしましたけれども、法曹の活動というのは非常に広うございませぬ。なおかつ、報酬の制度といいますが、報酬もまちまちでございませぬので、こういう業務があるから法曹はあと何人足りないよ、何万人足りないよというような計算は、調査をしてもなかなか出てこなかったというのが実際のところでありませぬ。

それで、毎年の法曹の輩出量、何人できるのかという観点で検討したのが今回の取りまとめということになりました。

○階委員 結局、「法曹人口の在り方について」と言っていますけれども、肝心の法曹人口のあるべき姿というのは示されないうまま毎年合格者を決めるんだとしたら、何も二年間、時間をかける必要はなかったと思えますよ。私は、現下の、弁護士を目指す人がどんどん少なくなってくる中で、一刻も早く改革に手を打たなくてはいけなかつたのに、二年間、時間を浪費したと思っていますよ。合格者数、さすがに千五百という数字が出てきた、これはよしとしますけれども、この間、貴重な時間を費やしたことについては、私は責任は重たいと思っています。

また、この千五百という数字についても、この

ペーパー、資料一をよく読みますと、いろいろと疑問が湧いてくるわけです。

例えば、この千五百人という数字が出てきた根拠なんですけれども、資料一の真ん中よりやや上ぐらいですね。「法曹養成制度の実情及び法曹を志望する者の減少その他の事情による影響をも併せ考えると、法曹の輩出規模が現行の法曹養成制度を実施する以前の司法試験合格者数である千五百人程度にまで縮小する事態も想定せざるを得ない。」「このまま何らの措置も講じなければ、司法試験合格者数が千五百人程度の規模を下回ることになりかねない。」ということ、要は、千五百人を下回りたくないから千五百人を目標とするんだということ、千五百人という数字に対して何ら積極的な根拠づけはないと思っていますけれども、この千五百人の合理的根拠を説明していただけませぬか。

○大場政府参考人 「法曹人口の在り方について」、法曹養成制度改革推進室が作成した検討結果取りまとめ案では、これまで、年間二千人から千八百人程度の規模の司法試験合格者を輩出してきたことには一定の相当性を認めるとしております。他方、法曹養成制度の実情、法曹志願者の減少等の諸事情に照らせば、現行の法曹養成制度を実施する以前の司法試験合格者数である年間千五百人程度の規模にまで縮小する事態を想定せざるを得ず、あるいは、このまま何らの措置も講じなければそれを下回る事態に陥ることにもなりかねないという危機感を示しております。

その上で、質量ともに豊かな法曹を輩出し、全

国あまねく法の支配を及ぼすという法曹養成制度の理念に照らしまして、今後も法曹養成制度改革を進めて、新たな法曹を年間千五百人程度輩出できるよう、さらには、これにとどまることなく、より多くの質の高い法曹を輩出できるよう、関係者のおのが最善を尽くすべきであるという立場を示したものであります。

○階委員 だから、結局、旧司法試験の時代ですら千五百人だったんだから、それを下回るわけにはいかないからそこを目指すんだ、要はそういうことでしょう。

なぜ千五百人なのか。千五百人でも、先ほど言いましたように、当面は毎年千人ずつ純増していくわけです。平成三十年代半ばには五万人を突破して、その後もどんどんふえていきますよ。そのような意味を持つ数字だということを千五百人はもたらさず、ここまで踏まえた上での結論というよりは、旧司法試験で千五百人採っていたんだから、さすがにそれを下回るわけにはいかないねというように、極めて消極的といいますか、自分たちの保身のための理屈ではないか。

なぜならば、千五百人の時代であれば、司法研修所だけで十分足りたわけです。旧司法試験で受かった人を和光の研修所に集めて、それでキャンパシティーは十分足りたわけです。ところが、これから二千人、三千人というふうに合格者をふやしていくのだと、それでは法曹教育が賄えなくなるというところから法科大学院をつくったという経緯があるわけですね。弁護士会も、それだからこそ法科大学院を認めたということだったと思

うんですよ。

ところが、今、なかなか千五百人も厳しくなってきたという現状認識の中で、さすがにこの千五百人は下回るわけにはいかないというところで、過去の経緯との整合性をとるために何とか千五百人を維持したい、そうとしか見えないんですよ。この千五百人ということについて、もうちよっと積極的な理由づけが必要だと思いますよ。

大臣、今、議論を聞いていて、この千五百人というのは意味のある数字だと思いますか。

○上川国務大臣 二年間に及びます検討を重ねた上で、そして大規模な調査も重ねて、需要と供給についての質的な御意見も賜りながら、その要請を踏まえた上で、需給のバランスの中で取りまとめられたというふうには私は理解をしているところでございます。

その意味で、これから七月十五日に向けての最終的な検討につきましても、さらに御理解をいただくことができるようにしていく必要があるというふうには思っております。

○階委員 あともう一つ確認したいのは、この中で、「当面、」という表現が出てきます。千五百人程度は輩出されるような必要な取り組みを進めるということ、この「当面、」という表現が出てきますけれども、この「当面、」というのは具体的にはいつからいつまでを指すのか、教えてください。

○大場政府参考人 検討結果の取りまとめ案における「当面、」とは、推進会議において結論が出された後に、例えば、社会的、経済的な諸事情の推移等によりますけれども、差し当たり五年程度

の期間を言うのではないかと考えております。

○階委員 五年というのは、ことしを含んで五年なのか、来年から五年なのか。ことしの合格者から始まるのかどうか、教えてください。

○大場政府参考人 今申し上げましたように、ことしの推進会議において結論が出された後と申しましたけれども、これは設置期限が七月十五日ということですので、近々出るわけですが、そこらから五年という意味であります。

○階委員 そうすると、九月の合格者からは千五百という数字がこのままだと適用されるという理解でよろしいですね。

○奥野委員長 ちょっと、大臣だけちよっと出させてください。（階委員「はい、どうぞ」と呼ぶ）

大場室長。（階委員「結論だけ」と呼ぶ）

○大場政府参考人 千五百という数字というよりも、この検討結果に書かれた内容ということが正確だと思います。（階委員「ことしの九月からです」と呼ぶ）はい。

○階委員 わかりました。

では、ここで一旦終わります。

○奥野委員長 階委員の質問は、休憩後にもう一度、二十五分、やらせていただきます。

午前十時五十一分開議

○奥野委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。質疑を続行いたします。階猛君。

○階委員 前半の方、私は、きのう行われた法曹養成制度改革顧問会議で「法曹人口の在り方について」という案が出されたということで、そのペーパー、資料一をもとに、どういうことが書かれているかということを確認していきました。そして、先ほどの答弁の中で、「当面、」ということのほことしを含めて五年間だ、千五百人は何とか死守したいというような趣旨の御答弁がありました。

ただし、このペーパーの一番最後に、「輩出される法曹の質の確保を考慮せずに達成されるべきものでないことに留意する必要がある。」ということも書かれております。つまり、千五百人ということにこだわること、質が低い人を合格させてはならないということであります。

他方、私、この委員会で昨年指摘しましたけれども、昨年の司法試験の最低合格点はその前年より十点が下がっていて、仮に同じ点数だったとしたら千六百五十五人程度しか合格しなかったんだということ指摘しました。今後、千五百人確保するためにまた合格点を下げるようなことがあれば、私はこれは断じてあってはならないと思えますけれども、そういうことはないとふうに理解してよろしいですか。

○大場政府参考人 司法試験の合格点数の関係につきましては、それぞれのときの試験の結果に応じて司法試験委員会の方で判断されることで、一般的にどうだということ言うことはでき

ませんけれども、この資料一にありますような下の三行、これは、やはり国民の権利保護の見地から、法曹の質の維持を優先することとするというふうな趣旨を込めたものでありますので、この下の三行に沿って運用がなされることを期待したいというふうな思っております。

○階委員 そもそも資格試験なわけだから、競争試験とは違って、問題の難易度が年によって上下するということはあつてはならないと思つています。多少のぶれはあるでしょうけれども、それは誤差の範囲内にとどめるべきであつて、合格最低点というのは極端に下がるようなことがあれば、それは無理やり合格者を確保するための策を講じたということになりますから、そこは我々としては断じてあつてはならないというふうに申し上げておきます。

そして、その上でですけども、もし質も確保していくということになれば、やはり競争環境がどの程度確保されているか、つまり、受験者がどの程度いるかということも重要だと思つています。この点、資料の三を見ていただきますと、ことしの受験者数まで出ています、上段の司法試験のところ。これは、ことしと去年を比べてみますと、ほぼ同じ、一人だけふえています。ようやく底を打つたのではないかとこの一見見てとれるんですけれども、実はそんなことはないわけですから申しますのも、昨年、この委員会ではちょうど今ごろ司法試験法を改正して、それまでは五年間で三回しか受験できなかつたものを、五回まで、五年で五回受験できるようにしました。ですので、

ことしからは、今までいなかった四回目の受験者が入ってきているわけです。事前に出願時点で、その数字は千人を超えていたと思えます。

ですから、この数字だけ見ると、ほぼ横ばいのように見えるんですけども、これは四回目が入つたというかさ上げ要因、千人が含まれてのことですので、決して事態は好転しているわけではない。

なぜ千人入つても一人しかふえていないのかということを考えてみると、やはり法科大学院の入学者がどんどん減ってきているわけですね。ことしはちよつと後で触れますけれども、そこまでは減っていないんですが、そこまでの数年間、毎年四、五百人ずつのペースで減ってきている。だから、四回目の人が受験者に加わつても、ほぼ横ばいという結果になつちやうっているわけですね。

この先どうなのかということをおちよつと考えてみたいと思うんですが、来年は、ことしと同じ理屈で五回目の受験者というのが新たに加わりますから、そのプラス要因はあります。でも、他方で、同じように入学者が減ってくる影響も出てきますから、恐らくことしとそんなに状況は変わらないんだらう、受験者は変わらないだらう。去年は八千十五人で合格者が千八百十人で、ことしは八千十六人で千五百人ほどを目指すということですから、何とか来年ぐらいまでは、千五百というのはまあまあいい数字なのかと思えます。

ところが、問題は再来年以降でありまして、再来年以降は、そういう五回受験できることになつたかさ上げ要因がなくなつてきますから、今度は、

法科大学院に入る人が減ったことよって、減ってくるということになると思います。

そのあたりも考えて、先ほど室長は、「当面、」というのには五年間という意味だと言いましたけれども、我々は、千五百人というのは、目標として掲げられる期間というのはせいぜい三年程度だろうということ、去年の十一月に提言をまとめて党の方から出しまして、どういふことを言っていたかといふと、「来年以降は、」というのは、来年といふのは、去年言っていることですから、今でいうとことしですね。「本年の合格者数千八百十人を約三百人削減した千五百人程度を数値目標とすべきである。その上で、今後三年間の司法試験の最低合格ラインや新規法曹の就職状況の推移を見つつ、改めて合格者の数値目標の見直しを行うのが妥当である。」こういうまとめにしています。

私は、五年というのは、今のような受験者あるいは法科大学院の入学者の動向からすれば、ちょっと長過ぎるのではないかと思っています。

また、先ほども申し上げましたけれども、千五百人という数字は、裏を返せば、毎年毎年法曹が千人純増するということであります。増加させていかなくてはならないというようなくだりもありませんけれども、しかし、これがどの程度増加すべきであるかという議論はされていないという中で、果たして、毎年千人純増、五年間続ければ五千人純増です、これだけの数をさばき切れるかどうかといふことは今の段階で到底読めないわけでありまして、やはり私は、ことしから三年ぐらい

でまた新たな合格者の数字というのは見直す、場合によっては下方修正もあり得べしというのが妥当ではないかと思っています。

大臣、戻り次第で恐縮でございますけれども、三年ほどで下方修正も含めて見直しを行うべきではないかと私は考えていますが、その点、いかがでしょうか。

○上川国務大臣 これからの社会の中で、法曹の皆さん、有為な人材を輩出することができるようという状況の中で、その活躍していただく状況を目指すということです。

今後、法曹養成制度改革推進会議ということについて、この取りまとめ案についてまた検討をし、最終的な結論を出していきたいというふうに思っております。御意見は頂戴させていただきました。

○階委員 では、この「当面、」というところ、五年というところも含めて、ちゃんと考えていたかどうかということでしょうか。

○上川国務大臣 そのような御意見を踏まえて、また検討をしてみたいというふうに思います。

○階委員 ぜひこれは、千五百人というのは純増千人だということも踏まえた上で、しっかりとした検討をして、結論を出していただきたいと思えます。

丹羽副大臣、お待たせしました。

法科大学院もすっかりしないと、質の高い法曹というのは確保できないわけでありまして、そこで、資料の四ページ目、資料四をこちらになつてください。

先ほど申し上げたとおり、ここ数年、四、五百

人ずつ法科大学院の入学者が減ってきた中で、ことし、平成二十七年度は、前年に比べると七十一人しか減っていない。これも、何か底打ち傾向が見られるのかなと一瞬思うわけでございますけれども、志願者数のところを見ていただくと、やはりここは大幅に減っています、前年に比べて千八百人、パーセンテージでいうと九・四％減っているわけです。他方、入学者数は七十一人の減少、パーセンテージでいうと三・一％にとどまっている。

ということ、何を意味するかというと、一番右端の競争倍率、これが、二倍だったものが一・八七倍、受かりやすくなっていますね。これは質の低下につながるのではないかと思います。

そもそも、法科大学院は競争倍率二倍ということを目指すというのをどこかで見た記憶がありまして、すけれども、この一・八七という数字、問題なのではないかと思えますが、いかがでしょうか。

○丹羽副大臣 お答えさせていただきます。

私も、階委員の資料四の方の、出願者数がことしで約千人以上減ったことには非常にびっくりいたしております。

そういった中で、入学者選抜は各法科大学院の責任において実施されております。司法試験合格者の低迷等は法曹志願者の減少が一つの要因と考えられておりますが、これはさまざまな要因も含んでいるというふうに思っています。例えば、金銭的な面とか、またさらには合格率の面とか、そういったことも含んでおります。ただ、全体で一・八七倍となったということは、二倍未満となっ

たことは大変重く受けとめております。

**○階委員** この資料の一番右下には、ピーク時では競争倍率四・四四倍だったというのがありますね。四・四四倍が一・八七倍になってしまったら、これは普通に考えると、やはり法科大学院に入る人の水準が下がるのは当然だと思います。ここを安易に下げることがあれば、さつき申し上げましたとおり、法曹の質の低下につながるので、ここはきっちりやっていたきたい。

それから、入った後、今、共通到達度試験というところで、進級の都度、一年から二年に上がるとき、未修者であれば二年から三年に上がるとき、ここで共通到達度試験というのを受けさせて、クリアしないと進級できないという仕組みを設けるやに聞いています。これも非常に大事だと思えますが、今の進捗状況と本格実施がいつになるのかということをお答えいただけますか。

**○丹羽副大臣** お答えさせていただきます。

本年三月に、法科大学院の一年次に在籍する学生を対象に、憲法、民法、刑法の三科目により、第一回の試行試験を実施させていただきました。五十七大学、四百八十四名の学生が参加したところでございます。今後は、平成三十年を目途に本格的な実施に移っていきたいというふうに考えております。

**○階委員** 平成三十年というところ、平成三十年度です。平成三十一年の三月とか、そういうイメージですよ。うなずいていらっしゃいますけれども、ということ、まだあと四年ぐらいあるわけです。私は、もっと早くしないと、今、質の高

い法曹人口を確保する上でなかなか厳しいのではないかと思っております。

また、法科大学院では、司法試験の合格率を七、八割にするという大目標もあったと思います。

これは資料五というのを見ていただきましたんですが、大変細かい数字が並んでいて恐縮なんですけれども、ここで言っている七、八割というのは、要は、毎年の、例えばA法科大学院のこし受験した人の合格率が七割でしたよというのではなくて、ある年次にA法科大学院に入った人たちが、五年五回受けて、それで累積して合格率が七、八割、これを目指すという意味なのかと思っておりますけれども、それで正しいかどうかというのをまずお教えいただけますか。事務方でも結構ですよ、細かいことは。

**○義本政府参考人** お答えいたします。

ここで言う七、八割というのは、階委員御指摘のとおり、累積の合格率でございます。

**○階委員** そこで、資料五の一番右の下の隅のところを見ていただきたいんですが、今、累積合格率は四九・二％です。問題の七、八割、つまり七割を超えているところがどれだけあるかということなんです。私が見る限り五校しかありませんね。

こういう状況の中で七、八割を達成するというのはなかなか大変なのかなと思っておりますが、七、八割はいつまでに達成するのか、副大臣、お願いします。

**○丹羽副大臣** お答えさせていただきます。

司法試験の合格率につきましては、法学既修者

の累積合格率は、委員おっしゃるとおり、各年度ともほぼ七割近くまで達している一方、法学未修者の累積合格率につきましては、三、四割と低迷いたしております。

文部科学省といたしましては、平成三十年度までを集中改革期間といたしまして、入学定員の削減など組織の見直しの促進や、法学未修者教育の充実を含め教育の質の向上などに取り組んで、司法試験合格率の向上に努めてまいりたいと考えております。

**○階委員** 要は、平成三十年度の司法試験において合格率七、八割ということを目指とされているということでしょうか。

そこで、七、八割を達成するために、合格者千五百人という数字が先ほど議論の中で出ました。当然のことながら、今の定員は、減らしたとはいえ、まだ三千何人いるわけですね。これだと、千五百人との比較でいうと多過ぎるのではないかと思っています。千五百人との関係でどこまで定員を削減するおつもりなのかということをお聞かせいただけますか。

**○丹羽副大臣** 失礼いたします。済みません、先ほどの答弁にちよつと漏れがございましたので。

先ほどの質問でございますが、司法試験の合格率を七割から八割とすることにつきまして、達成の時期を明言するという問題です。私、先ほど平成三十年度と申しましたが、平成三十年度までの集中改革期間ということで御理解いただきたいというふうに思っております。最終的には修了者のうち七割から八割が司法試験に合格することを目

指して、この集中期間の間に改革を加速させていきたいというふうに思っております。

そして、法科大学院の定員規模の適正化は喫緊の課題であるというふうに認識いたしております。法科大学院の入学定員につきましては、公的支援の見直しの強化を通じ、平成二十七年の入学定員はピーク時の約半減の三千百六十九人でありました。学生募集を停止した法科大学院は二十五校に上っております。

今後、中教審の法科大学院特別委員会等において、定員規模の目標値やそれに向けた入学定員の削減方策について専門的な検討を進めていきたいと考えております。

○階委員 丹羽副大臣、急にトーンダウンをされて、ちよつとがっくりしましたけれども、平成三十年年度までに七、八割は達成せず、具体的な時期は結局定めていないということになりますか。

それは、そもそも、今時点で達成されていなくてはない数字なわけです。それを、我々としては一刻も早く達成しなくてはいけないと思うけれども、改革途上だから多少の猶予期間は与えましょうということ、平成三十年度でも相当遅いぐらいだと私は思います。今、二十七年です。それから、あと三、四年あるわけです。

それが結局、三十年まで努力するけれども、七、八割はいつになるかわかりませんが、ちよつと私は納得できないですね。

もう一回、政治主導でしっかりした答弁をお願いします。

○奥野委員長 丹羽副大臣、短く、肝をしゃべっ

てください。

○丹羽副大臣 お答えさせていただきます。

階委員おっしゃられるとおり、我々文部科学省といたしましても、集中改革期間を通して、しっかりと対応していきたいというふうに考えております。

○階委員 集中期間は平成三十年度ですから、平成三十年度には達成するという決意をおっしゃったということでしょうか。

大事なことから、副大臣ですよ。

○丹羽副大臣 平成三十年度までの集中改革期間でさまざまな改革案を取りまとめさせていただいて、最終的には、達成時期の明言というのは非常に困難であるというふうに考えておりますが、約七割から八割の方々が司法試験に合格することを目指して、改革を加速させていきたいというふうに考えます。

○階委員 一刻も早く達成しないと、どんどん志願者が減ってきます。先ほども言いましたけれども、ことしだって、実入学者で見るとそれほど減っていないように見えますけれども、志願者は大きく減っているわけですから、本当にこのままでは大変なことになりますよ。

また、もう一つ言うと、これは法務大臣に聞きたいんですけども、法科大学院の志願者は今言ったとおりなんです。法科大学院を経ないで、予備試験に合格して司法試験を受ける人、これはしばらく増加傾向にあったんですが、資料三を見てください。

資料三の下の方に予備試験の受験者数の数字も

出ておりますけれども、平成二十三年からスタートして、毎年毎年ふえてきたわけです。平成二十七年には一万三百三十四人、前年比マイナス十三というところで、初めて前年を下回る、こういうことになりました。

つまり、法科大学院が不人気というだけでなく、法曹全体が不人気になってきている。法曹志願者が予備試験も含めて減ってきているというのは極めて憂慮すべき事態だと思います。

大臣、こういうことも踏まえて、今、丹羽副大臣からは、三十年度までにやるというふうに私は受け取りましたけれども、まだちよつと危機感が足りないようにも思えます。私は、平成三十年度までに合格率七、八割というのを達成できなければ、法科大学院はそもそも存在価値がないということで廃止したり、廃止しても、千五百人であれば、司法研修所で十分キャパシティがありますので、そちらで充実した法曹教育を行えばいいと思いますし、さもなければ、法科大学院修了者に司法試験の受験資格を与える制度を廃止すべきではないかと思っております。

最後の質問になりますので、副大臣からまずお答えいただいて、後で法務大臣からもお願いします。

○丹羽副大臣 お答えさせていただきます。

委員おっしゃられるとおり、二十一世紀の司法を支えるにふさわしい質量ともに豊かな法曹を養成するために、法科大学院を中核とするプロセスとしての法曹養成制度の維持発展が不可欠というふうに認識いたしております。

文部科学省といたしまして、法科大学院教育の抜本的強化のため、昨年十一月に公表いたしました総合的な改革方針に基づきまして、組織の見直しの促進や教育の質の向上にさまざま取り組んでいるところでございます。

委員おっしゃるとおり、危機感を持って、法科大学院の体質強化、また司法試験合格率の向上に取り組んでいきたいと考えます。

○上川国務大臣 有為な法曹を育て、また、実社会の中で活躍をしていただく、これについて、今の現実については大変厳しいさまざまな課題があるということでございます。

その意味では、文科省、今、副大臣の御答弁でございますけれども、危機感を持って取り組むという中で、法曹養成のあり方も含めまして、そして試験制度そのものも含めまして、しっかりと検討をし、結論を得ていきたいというふうに思っております。

○階委員 ぜひ、危機感を持って、目標を達成できなければ、今の法曹養成制度を抜本的に見直すということを進めていただければと思います。

私も弁護士ですけれども、先ほどの國重さんは違つてそんなに優秀でもなかったので、仕事をしながらこつこつ勉強して、それでやつと法曹になれたということで、当時はそういうことをやる人も結構いました。いろいろな分野から、いろいろな方法、いろいろな勉強の仕方、法曹を目指した。それが法曹の裾野を広げ、豊かな人材が法曹界に入ってきた。私だけではなくて、山尾さんも

元女優なのに法曹になられたということで、いろいろな方が法曹に入って法曹界というのは成り立ってきたわけです。何か、このままだと非常に法曹の裾野が狭まって、なれる人も、法科大学院にお金と時間をかけて通える人しかなくなるということでは、私は大変問題があると思います。

法曹界の裾野を広げる、さまざまな人材を入れるという観点から、そろそろ抜本的な見直しをというところを最後に申し上げまして、終わります。ありがとうございます。